

常任委員会の活動報告について

市議会は、市政の運営方針や適正な財政執行を見極めていくため、市の施策や諸事業に積極的に関与していきます。

現在、韮崎市議会委員会条例の規定により、3つの常任委員会を設けて、専門的、能率的に審査や調査・研究を行っています。

■委員会の構成は

(1) 総務産業常任委員会〔8人〕

- ✓ 秘書人事課、総務課、総合政策課、産業観光課、建設課、上下水道課、会計課及び議会事務局の所管する事項並びに他の委員会に属さない事項

委員長	守屋 久			
副委員長	木内 吉英			
委員	小林 恵理子	田原 一孝	清水 康雄	内藤 正之
	秋山 祥司	中島 美弥子		

(2) 文教厚生常任委員会〔8人〕

- ✓ 市民生活課、税務収納課、福祉課、長寿介護課、健康づくり課、市立病院及び教育委員会の所管する事項

委員長	小沢 栄一			
副委員長	金井 洋介			
委員	一木 長博	輿石 賢一	宮川 文憲	浅川 裕康
	渡辺 吉基	功刀 正広		

(3) 財務常任委員会〔13人〕

- ✓ 予算、決算等に関する事項

委員長	浅川 裕康			
副委員長	功刀 正広			
委員	小林 恵理子	一木 長博	輿石 賢一	清水 康雄
	守屋 久	渡辺 吉基	内藤 正之	小沢 栄一
	木内 吉英	金井 洋介	中島 美弥子	

(ただし、正副議長と監査委員は除く。)

議員は、(1)から(2)に規定する常任委員会のいずれか1つの委員とならなければならないこと、また、常任委員の任期は原則2年とされていることが、それぞれ定められています。